

計量器の定期検査をお忘れなく!



取引や証明に使用する計量器の性能・精度を一定水準に保ち、公平な取引を行うことを目的とした検査です。検査を受けずに取引・証明に使った場合、計量法違反で処罰される可能性がありますので、検査は忘れずに受けましょう。



実施日／場所：6月3日(火)／赤羽根市民センター、6月4日(水)／渥美文化会館、6月5日(木)・6日(金)／田原市役所
時間：いずれも午前10時～正午、午後1時～3時
検査手数料：250円(計量器の種類により異なります)
その他：業務に計量器を使用している事業所で、一度もこの検査を受けたことのない場合はお問い合わせください。

▼商工課 ☎2773331

戦没者などの遺族に対する第12回特別弔慰金



令和7年4月1日において、「恩給法」による公務扶助料や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がない場合に、戦没者などの死亡当時のご遺族お一人に、次の順番による特別弔慰金が支給されます。

こし見て! たはら

たはらスナップ

みんなのひろば

おしらせ

おでかけ情報

連載コーナー

① 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者などの子

③ 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係の有無などの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ 右記以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。

支給内容：額面27万5000円、5年償還の記名国債 **請求期限**：令和10年3月31日まで **受付会場**：令和7年8月～9月までの期間、市役所などに受付コーナーを開設

※詳細は広報たはら7月号に掲載します。

▼地域福祉課地域援護係 ☎233512

寄付

ご厚意に感謝します。

▼3月19日、株式会社藤城運輸代表取締役社長 藤城啓丞様から、田原市公営児童クラブの防災対策の充実のため、ヘルメット(加賀産業オサメット)100個。

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。

税・使用料	内容
<p>軽自動車税(種別割)納税証明書送付廃止について</p> <p>軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)により、納付情報をオンラインで確認できるようになったため、継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要となります。そのため、これまで送付をしていました納税証明書の送付を令和7年度から取りやめます。納税証明書は、引き続き窓口で発行していますので、必要な場合は申請してください。</p> <p>税務課 ☎23-3510</p>	<p>納期限：6月2日(月)</p> <p>固定資産税・都市計画税(随1期)、軽自動車税(全期)、国民健康保険税(過随2期)、後期高齢者医療保険料(過随3期)、市営住宅使用料・保育料(5月分)、し尿汲取手数料(3・4月分)</p>



▲市HP